第３回「（仮称）座間総合病院」開設に向けた連絡協議会概要

１　日時　平成２６年７月１０日（木）午後２時～

２　場所　ハーモニーホール座間　小会議室

３　出席者

　⑴　社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス

　　　田島理事、小野寺理事、安ケ平理事

　⑵　座間市

　　　柴田健康部長、森田特定政策推進室長、加藤健康部次長兼医療課長

４　会議概要

　⑴　会議の公開、非公開について

議事に入る前に、会議の公開、非公開に関して、委員に諮り、座間市協働まちづくり条例第１２条第１項第２号により、会議の内容に座間市情報公開条例第７条の非公開情報が含まれるため、会議は非公開とした。

⑵　スケジュールについて

平成２６年６月１８日に国有財産地方審議会より、返還前に国有地を一時使用する件及び返還後、定期借地権５０年を設定する件を承認する答申を受け、日米合同委員会、代表幹事会をもって、正式決定された。この決定内容を、基地返還促進等市民連絡協議会の臨時総会にて、報告をさせていただく。今後、日米合同委員会の決定内容を閣議決定し、その後政府間協定を締結する流れになる。また、９月中に現地実施協定を締結し、１０月から工事着工できるように目指していく。

⑶　「病院の開設及び運営に関する基本協定書（案）」について

逐条ごとに説明を行い、基本協定書（案）の了承を得た。その中で、次のとおり補足意見がなされた。

第５条第２項について、開設後、速やかにＨＣＵを含めた病床を稼働させるように努める。

第５条第３項について、一般病床２３５床及び一般急性期病棟１８４床の病床数を必ず堅

持する。また、将来内訳を変更したい場合は、本市と協議する。

　　　第６条第３項第２号について、歯科口腔外科については、継続して検討していく。

第６条第３項第３号について、総合診療科は外来と救急を分けて診療し、担当の診療科目

に振り分ける対応をするのではなく、総合診療科で治療できるものは、完結させる診療科目

とする。

第６条第３項第４号について、「人工関節・リウマチセンター」は、新病院開設時に、設

置する。

第６条第４項第３号について、座間市休日急患センターにおける一次診療の時間外バック

アップ体制の構築については、将来を通じて目指していく。

第６条第４項第４号について、脳卒中、虚血性心疾患等の緊急的な対応は、点滴、投薬、

経過観察等の内科的診療を想定しているが、将来、カテーテル等の専門性の高い医療を提供

することを視野に入れ、新病院開設後も継続して専門の医師の確保に努めていく。また、血

管造影装置は、開設時より設置する。

第６条第４項第５号について、内科、外科及び小児科の広域二次救急医療輪番体制のバッ

クアップ体制は、将来を通じて目指していく。

第６条第５項について、現状は入院患者用の透析設備を考えており、現状の機能の中で、

できる限りの対応をする。

第６条第６項について、救急ワークステーションは、派遣型とし、救命士の研修及び消防

隊員が待機できるスペースを設置し、その他事務が行えるよう備品も整備する。

また、消防の救急車１台分が常駐できる用地を確保し、必要に応じて医師が救急車に同乗

して患者に迅速な処置ができる体制を構築する。

第１１条第５項について、連絡調整協議会の趣旨は、事業計画書、協定書の遵守を基本に、

地域医療関係機関との連携の中で、新病院が円滑な運営をすることで、本市が要綱を定め、

設置する。

それ以外の条文については、特に補足意見もなく了承された。

⑷　その他

今後の日程について、７月１５日（火）の午後３時より、市役所３階庁議室にて協定書の

締結を行うこととなった。

以上